

令和元年度(2019年度)
委員会指示及び委員会指示事務取扱要領の概要について

網走海区漁業調整委員会

委員会指示

1 目的

斜里町ウトロ地区を中心とする地先海域では、秋さけの船釣りが盛んであり、遊漁者の増加に伴って秋さけ資源への影響とともに、海難事故の発生、漁場や漁港内でのトラブル等が懸念されています。

このため、平成元年から遊漁と漁業との調整を図るとともに、遊漁秩序や釣り人等のマナーを確立を図ることを目的として、特定の海域と期間内における秋さけの船釣りを全面的に禁止した上で、海区委員会の承認(ライセンス)を受けた者に限り、秋さけの船釣りが行える委員会指示を発動しているものです。

2 船釣りの制限

9月7日から25日までは、定置網の周囲500m以内の海域で、全ての船釣りを禁止します。

3 秋さけ船釣りの制限

8月25日から9月25日までは、4の(1)の海域において、秋さけ船釣りを禁止します。ただし、9月1日から25日までの間、4の(2)の海域において、委員会のライセンスを取得した者の使用する船舶に乗って行う場合は、秋さけ船釣りを認めます。

4 海域

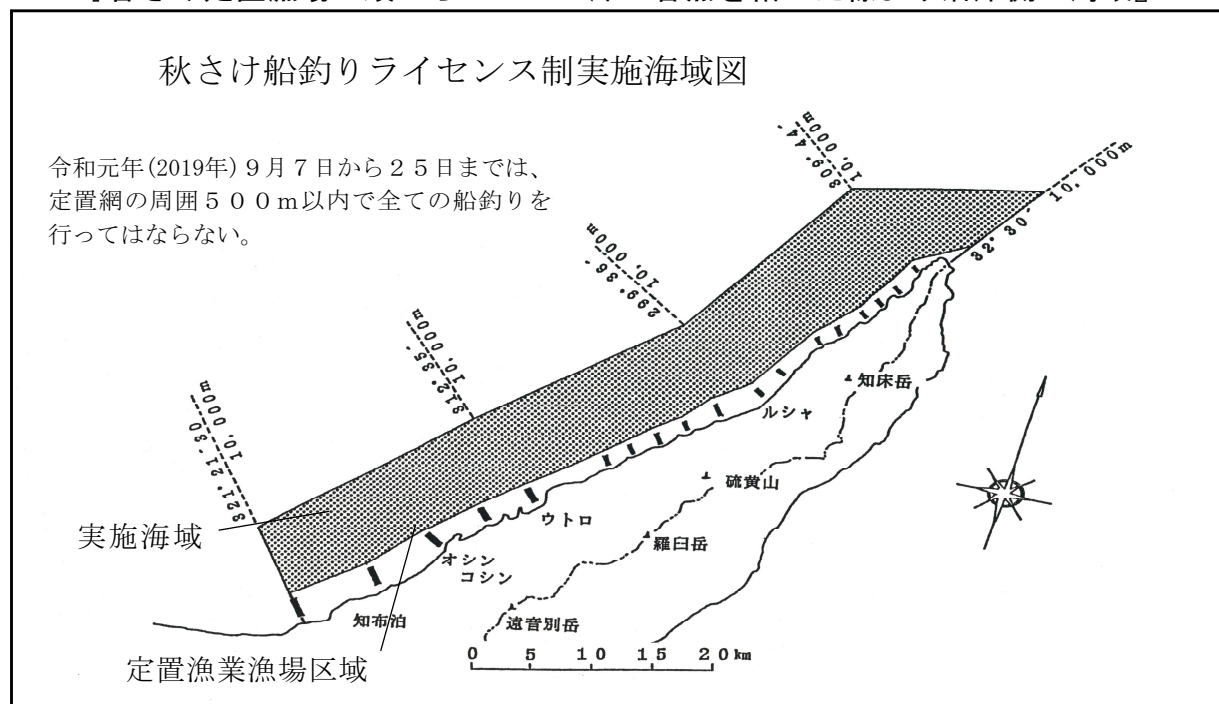
(1) 秋さけ船釣りの制限海域

オホーツク総合振興局管内斜里町の知床岬から日の出地区までの距岸10,000m以内の海域

(2) 秋さけ船釣りを認める海域

(1)の制限海域から次の海域を除いた海域

『各さけ定置漁場の頭から500m沖の各点を結んだ線より沿岸側の海域』



5 ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

秋さけ船釣りに使用する船舶の区分（遊漁船業者、プレジャーボート使用者）に応じて、本委員会あてに申請しなければなりません。

なお、遊漁船業者が、遊漁船登録された船舶で申請をするときは、ライセンスの区分は「遊漁船業者」となり、「プレジャーボート使用者」の区分で申請することはできません。

(2) 船舶ごとの取得義務

使用する船舶ごと、使用する者ごとにライセンスを取得しなければなりません。

(3) ライセンスを発行する隻数

承認隻数は、遊漁船は4隻以内、プレジャーボートは6隻以内となります。

6 ライセンス取得者（遊漁船やプレジャーボートの船長）及び遊漁者の遵守事項別紙のとおり

7 指示に従わない者に対する措置

ライセンス証の取り消し、又は次回のライセンスを取得させない等の措置をとることがあります。

委員会指示事務取扱要領

1 申請手続き

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 船舶検査証書の写し

ウ 住所を証するもの

エ 海技免状の写し（プレジャーボートのみ）

(2) 申請期間

8月1日(木)から8月9日(金)午後5時まで（郵送の場合は9日(金)必着のこと）

2 ライセンスの発行基準

(1) 総トン数20トン未満の動力船で、日本小型船舶検査機構（JCI）の実施する検査を受けている船舶を使用すること。

(2) 「斜里町地先海域における秋さけ船釣り等に係る海区委員会指示指導要領」に定める「重大な違反」を過去3年間に3回以上行った者でないこと。

(3) 優先順位（ライセンスの区分ごと）

① 遊漁船

第1順位 前年度に承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶

第2順位 生活又は営業の基盤を斜里町に有する者が使用する船舶

第3順位 生活又は営業の基盤をオホーツク総合振興局管内に有する者が使用する船舶

第4順位 上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とする。

② プレジャーボート

第1順位 前年度に承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶

第2順位 斜里町に住所を有する者の使用する船舶

第3順位 オホーツク総合振興局管内に住所を有する者の使用する船舶

第4順位 上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とする。

(4) 章旗
章旗の形状、色等は次のとおりです。

- ア 遊漁船業者
 - ・章旗の色は青色、文字は黒色
- イ プレジャーボート使用者
 - ・章旗の色は黄緑色、文字は黒色



実行協議会の設置

本ライセンス制度の円滑な運営を図るため、「斜里町秋さけ船釣りライセンス実行協議会」が組織されています。

現地で船釣りを行う際に不明な点がございましたら、実行協議会事務局（斜里町水産林務課）へお問い合わせ下さい。

* お問い合わせ先

斜里町水産林務課水産振興係	TEL 0152-23-3131 (内線159)
オホーツク総合振興局水産課漁業管理係	TEL 0152-41-0656
網走海区漁業調整委員会事務局	TEL 0152-41-0659

〔別 紙〕

1 ライセンス取得者（遊漁船やプレジャーボートの船長）の遵守事項

- (1) ライセンス証の常備
秋さけ船釣りをを行う場合は、船舶にライセンス証を備えておかなければなりません。
- (2) 章旗の掲揚
秋さけ船釣りをを行う場合は、別に定める章旗を掲揚しなければなりません。
- (3) 乗船者への遵守事項の周知
「船釣りの制限」、「秋さけ船釣りの制限」、2の「遊漁者等の遵守事項」を同乗している遊漁者に周知しなければなりません。
- (4) 夜間の船釣りの禁止
日没から日の出までの間は、秋さけ船釣りを禁止します。
- (5) 漁具被害の未然防止
航行時及び遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければなりません。
- (6) 釣果報告の提出
ライセンス所得者は、出航ごとに遊漁者から釣果報告を受けた上で、期間中の全ての釣果を取りまとめ、令和元年(2019年)10月末日までに、本委員会に提出しなければなりません。
なお、出航していない場合もその旨、報告願います。
- (7) 本委員会の調査への協力
本委員会が行う指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。
- (8) 漁港管理者の指示の遵守
漁港の利用に当たっては、漁港管理者の指示に従わなければなりません。

2 遊漁者の遵守事項

- (1) 未承認船での船釣り禁止
ライセンス制実施海域において、秋さけ船釣りをを行う場合は、ライセンス船に乗船しなければなりません。
- (2) 漁具・漁法の制限
1人1本の竿釣りとしします。
- (3) 漁具被害の未然防止
遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければなりません。
- (4) 釣果の制限
釣獲し、持ち帰ることができるさけは、1日1人10尾以内としします。
- (5) 釣果の報告
釣獲終了後、ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければなりません。
- (6) 放流の禁止
釣獲したさけを放流する場合は、たも網を使用するなど魚体を損傷しないよう細心の注意を払って取り扱い、直ちに放流しなければなりません。
- (7) 廃棄の禁止
釣獲したさけは、(6)により放流する場合を除き、持ち帰ることとし、廃棄してはなりません。
- (8) 販売等の禁止
釣獲したさけを売ったり、他の物と交換したりしてはいけません。
- (9) 本委員会の調査への協力
本委員会が行う指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

申請要領

網走海区漁業調整委員会

1 提出書類

ライセンスを取得しようとする際には、次に示す提出書類を網走海区漁業調整委員会事務局へ提出してください。(郵送可、締切日必着)

提出書類	チェック欄								
(1) 秋さけ船釣りライセンス申請書 [別記第1号様式]									
(2) 「船舶検査証書」の写し なお、同証書裏面に記載されている航行区域に委員会指示で定める実施海域 ^(※) が含まれていない場合は、同海域を航行区域に含む「臨時変更証」の写しも必要です。 (※ 実施海域については、別紙、「令和元年度(2019年度)委員会指示及び委員会指示事務取扱要領の概要について」を参照願います。)									
(3) 申請者の住所を証するもの(「住民票」、「運転免許証」等のコピー) なお、プレジャーボート申請者は、(5)の「小型船舶操縦免許証」で現住所が確認できる場合は、提出する必要はありません。									
(4) 使用承諾書 [別記第1-2号様式] 申請者と船舶所有者が異なる場合に提出が必要となります。 なお、法人の代表者が、法人名義の船舶を使用する場合を含みます。									
(5) 「小型船舶操縦免許証」のコピー (プレジャーボート申請者のみ必要です。)									
(6) 返信用封筒 (郵送希望の場合のみ) 角形2号 (縦30cm×横24cm) 以上の封筒に、 <u>返送先を記入</u> のうえ、申請隻数分の切手を貼付して下さい。 (参考) <table border="1"><thead><tr><th>申請隻数</th><th>普通郵便</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 ~ 2隻</td><td>140円</td></tr><tr><td>3 ~ 5隻</td><td>250円</td></tr><tr><td>6 ~ 12隻</td><td>400円</td></tr></tbody></table> 速達を希望する場合は、上記の料金に5隻以内は280円、6隻以上は380円を加算し、「書留」を希望する場合は、430円を加算して下さい。	申請隻数	普通郵便	1 ~ 2隻	140円	3 ~ 5隻	250円	6 ~ 12隻	400円	
申請隻数	普通郵便								
1 ~ 2隻	140円								
3 ~ 5隻	250円								
6 ~ 12隻	400円								

2 申請期間

8月1日(木)から8月9日(金)午後5時まで(郵送は9日(金)必着のこと)

- ※ 申請期間を過ぎた申請は、一切、受け付けません。余裕をもって提出願います。
- ※ 申請書を持参の場合は、月曜から金曜までの午前9時～12時、及び午後1時～午後5時までに持参してください。
- ※ 団体に所属している方は、団体でとりまとめの上、申請していただきますよう御協力をお願いします。

3 ライセンスの発行

申請期間終了後、承認者を決定し、ライセンス証を交付します。

申請書提出の際に、1の(6)の返信用封筒を同封された申請者には、返送先へ送付します。

返信用封筒を同封せずに申請された場合は、網走海区漁業調整委員会事務局まで、受取りに来て下さい。

また、制限隻数を超えた場合は優先順位により決定しますので、ご了承ください。

4 使用船舶の変更

ライセンス取得者が申請した船舶を故障等の事由により変更する場合は、変更の申請が必要となりますので、ご連絡下さい。

5 漁港の利用

ライセンスを取得し、秋さけ船釣りをを行う際に、漁港の係留施設や斜路等の利用を予定されている方は、別途、漁港を管理する市町村の許可を受ける必要があります。

なお、ライセンスを取得しても、利用を予定している漁港の使用許可が必ず受けられるものではありませんので、ご注意願います。

詳細については、利用する漁港を管理する市町村に問い合わせ下さい。

6 申請書送付先

〒093-8585

網走市北7条西3丁目
オホーツク総合振興局水産課内

網走海区漁業調整委員会 行

TEL : 0152-41-0659

FAX : 0152-44-3121



※切り取って、封筒に貼ってご利用下さい。

別記第1号様式

秋さけ船釣りライセンス申請書

令和元年(2019年) 月 日

網走海区漁業調整委員会会長 様

住 所

ふりがな
氏 名

㊟

(自宅等連絡先 — —)

所属団体等

網走海区漁業調整委員会指示第2号の3の規定に基づき、秋さけ船釣りライセンスを取得したいので、次のとおり申請します。

記

1 ライセンス区分	・遊漁船業者 ・プレジャーボート使用者
2 船 名	
3 ・船舶番号(船舶検査済票)の番号 ・漁船登録番号 ・遊漁船業者登録番号	第 — 号 HK — ㊟ 北海道
4 総トン数又は船舶の長さ	トン トル
5 最大とう載人員	人
6 船籍港又は定係港	
7 船舶への連絡先	携帯電話： 無 線：

* 参考までに記入願います。

- ・ 捜索救助保険等への加入状況 (1) 無 (2) 有 ()
- ・ 賠償責任保険等への加入状況 (プレジャーボート申請者のみ記入してください)
(1) 無 (2) 有 ()

秋さけ船釣りライセンス申請書

令和元年(2019年)〇月〇日

網走海区漁業調整委員会会長 様

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目

ふりがな 氏名 ほっかい たろう 北 海 太 郎 ㊟

※ 押印を忘れずに
(自宅等連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

所属団体等 〇〇〇クラブ

網走海区漁業調整委員会指示第2号の2の規定に基づき、秋さけ船釣りライセンスを取得したいので、次のとおり申請します。

記

1 ライセンス区分	・遊漁船業者 ・プレジャーボート使用者 ※ どちらかを○で囲って下さい。	
2 船名	※ 船舶検査証のとおり、正しくご記入下さい。	
3 ・船舶番号(船舶検査済票)の番号 ・漁船登録番号 ・遊漁船業者登録番号	第 ー 号 HK ー ㊟ 北海道 ※ 該当する項目にご記入下さい。	
4 総トン数又は船舶の長さ	} 〇〇 トン メートル	
5 最大とう載人員		※ 船舶検査証のとおり、正しくご記入下さい。 〇〇 人
6 船籍港又は定係港		
7 船舶への連絡先	携帯電話： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 無 線： JABC123DEF ※ 該当する項目にご記入下さい。	

* 参考までに記入願います。

- ・ 捜索救助保険等への加入状況 (1) 無 (2) 有 ()
- ・ 賠償責任保険等への加入状況 (プレジャーボート申請者のみ記入してください)
(1) 無 (2) 有 ()

